

議案第八号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「一五、八〇〇」を「一八、一〇〇」に、「二四、七〇〇」を「二八、二

〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三八、〇〇〇」に、「九、〇八〇」を「一〇、四〇〇」に、

「一四、六〇〇」を「一六、七〇〇」に、「一九、八〇〇」を「二二、七〇〇」に、「一、二

一〇」を「一、三九〇」に、

一三〇
七七

を

一四〇
八八

に、「一二、

五〇〇」を「一四、三〇〇」に、「八、三八〇」を「九、六三〇」に、「二五、七〇〇」を「

二九、五〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二五、九〇〇」に、「五四〇」を「六二〇」に、「

七七〇」を「八八〇」に、「一、六三〇」を「一、八七〇」に、「二、四九〇」を「二、八六〇」に、「三、三八〇」を「三、八八〇」に、「五、八五〇」を「六、七二〇」に、「一六、五〇〇」を「一八、九〇〇」に、「一七、三〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二〇、五〇〇」を「二三、五〇〇」に、「三五、三〇〇」を「四〇、五〇〇」に、「一〇、七〇〇」を「一二、三〇〇」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。